

町税に関するお知らせ

～平成30年度の町税に関する改正内容について～

●町県民税の改正点

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から12月31日までの間に、**スイッチOTC医薬品**の購入費用を**年間12,000円を超えて支払った場合**（生計を一にする親族に係る費用を含む）には、その超える部分の金額（上限88,000円）について所得控除を受けることができます。この制度は、平成30年度申告（平成29年分所得）から適用されます。

▶対象となる方

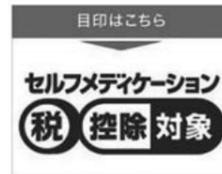
以下のいずれかを受けている方（申告者本人が下記検診等を受けている必要があります）

- ① 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断（事業主健診）
- ④ 健康診査（人間ドック等）
- ⑤ がん検診

▶対象となる医薬品

スイッチOTC医薬品…市販薬（要指導医薬品及び一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品。

一部の製品には、パッケージに対象であることを示す識別マークが掲載されています。



▶控除額

【年間に支払った対象となる医薬品の購入費の合計額】 - 12,000円 = 控除額

※上限額は88,000円となります。従来の医療費控除制度と同時に利用することは出来ません。申告者自身で選択することになります。

▶手続き

確定申告、住民税申告の期間中に、下記書類をご準備のうえ申告してください。

- ・ **スイッチOTC医薬品**を購入したことがわかるレシートまたは領収書
- ・ 一定の取組（特定健康診査等）を行ったことを明らかにする書類

●軽自動車税の改正点

グリーン化特例（軽課）が2年延長

排ガス性能及び燃費性能に応じて軽自動車税の税率（年税額）を軽減する「グリーン化特例（軽課）」が、2年間延長になりました。新規取得した3輪以上の軽自動車（新車に限る）のうち次の要件を満たす車両について、適用されます。

- ・平成30年度の適用 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得
- ・平成31年度の適用 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに取得

▶軽減の対象要件

- (ア) 概ね75%軽減 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車
- (イ) 概ね50%軽減
 - ・乗用：平成32年度燃費基準+30%達成
 - ・貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成
- (ウ) 概ね25%軽減
 - ・乗用：平成32年度燃費基準+10%達成
 - ・貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成

※(イ)と(ウ)とも平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減の達成が要件となります。

▶軽課の税率（年税額）

（単位：円）

区分	標準税率	グリーン化特例（軽課）の税率			
		概ね75%軽減 （ア）	概ね50%軽減 （イ）	概ね25%軽減 （ウ）	
3輪のもの	3,900	1,000	2,000	3,000	
4輪以上のもの	自家用	乗用	2,700	5,400	8,100
		貨物用	1,300	2,500	3,800
	営業用	乗用	1,800	3,500	5,200
		貨物用	1,000	1,900	2,900

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

インフルエンザ予防接種を受けましょう

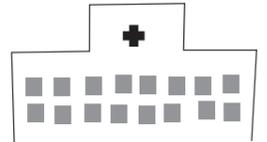
町では10月から小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の助成をします。

対象の方には予診票を郵送します。予診票を持参せずに直接医療機関を受診された場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。

次に該当する方には予診票を発行しますので、健康増進課までご連絡ください。

- ① 9月以降に町に転入された方
- ② 町外の小中学校に通学されている方
- ③ 予診票を紛失された方

助成期間 平成29年10月1日～平成30年1月31日



小児インフルエンザ予防接種（任意予防接種）

【対象者】 町内に住所を有する、助成期間内に1歳以上中学3年生まで

【助成額及び回数】 1回につき1,000円を助成（2回まで）
※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。

【受け方】 ① 医療機関一覧（予診票に同封してあります）にある医療機関に予約。
② 接種日に医療機関へ予診票と母子健康手帳を持参。

【予診票】 未就学児は個別に郵送。就学児は学校を通して配布。

高齢者インフルエンザ予防接種（定期予防接種）

【対象者】 町内に住所を有し、接種日に
(1) 65歳以上の方
(2) 60歳から65歳未満で特定の障害のある方
身体障害者手帳（内部機能障害）1級に相当する方

【助成額及び回数】 2,000円を助成（1回限り）
※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。

【受け方】 ① 県内の医療機関（茨城県医師会協力医療機関）へ予約。
② 接種日に医療機関へ予診票と被保険者証を持参。

【予診票】 対象者に郵送。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）

平成29年度 犬猫の避妊・去勢手術助成について

公益社団法人茨城県獣医師会では、放浪犬・猫の発生防止対策の一環として犬猫の避妊・去勢手術の助成事業を実施しています。

実施期間	平成29年9月1日～助成頭数に達するまで
助成頭数	先着1,000頭（犬・猫また雌・雄の区別はありません）
助成対象	茨城県内に在住する犬・猫の飼い主 ※助成対象動物は、平成29年9月1日以降に茨城県獣医師会の動物病院で避妊・去勢手術を受けた犬・猫。 ※犬の応募には登録番号・注射済票番号が必要となります。
助成金額	1頭につき一律2,000円
応募方法	最寄りの動物病院に備え付けの応募はがきで申し込んでください。



【問合せ先】 公益社団法人茨城県獣医師会 ☎ 029-241-6242